

普及指導員の資格復活に関する規程（指導者制度内規）

この規程は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会指導者制度8（6）に基づく、資格復活の基準及び手続きについて定めるものとする。

1 復活の基準

資格の復活を申請できる者は、次の全ての事項に該当する者とする。

- ① 日本協会の会員である者
- ② 資格の有効期間を過ぎて1年以内（3級は6ヶ月以内）の者
- ③ 資格の有効期限以後も積極的に活動しグラウンド・ゴルフの普及振興に貢献している者

2 復活の手続き

資格の復活手続きは、次により行うものとする。

- ① 資格の復活を希望する者は、復活申請書に、「都道府県協会名」、「喪失前の認定番号」、「氏名」、「年齢」、「復活申請の理由」、「喪失後におけるグラウンド・ゴルフの普及指導活動状況」、「その他参考事項」等を記載し、都道府県協会を通じて日本協会へ提出する。
- ② 日本協会は、指導者育成委員会で審査し、都道府県協会を通じてその結果を申請者に通知する。

3 復活の理由など

（1） 復活申請できる理由の事例

- ① 長期にわたり入院していた場合
- ② 社会復帰のためリハビリを受けていた場合
- ③ 長期にわたり海外に滞在していた場合
- ④ その他、やむを得ない理由と認められる場合

（2） 1②の規定にかかわらず、資格有効期限を過ぎて1年以上（3級は6ヶ月以上）を経過した者でも、所属している協会が今後の活動においてその会員を特に必要とする場合は、特例として資格復活を認めることがある。その場合の復活手続きは2に準じるものとする。

（3） 公認グラウンド・ゴルフ指導員の資格復活については、この規程にかかわらず公益財団法人日本スポーツ協会の「公認スポーツ指導者資格復活にかかる基準<内規>」によるものとする。